

産業廃棄物処理業者のコンプライアンスチェックリスト

収集運搬業(積替え・保管を含まない)

日付 :
責任者 :
(担当者)

業の許可について

業の許可

	チェック	メモ
産業廃棄物処理の受託物は許可証の事業範囲内(品目)にありますか	<input type="checkbox"/>
許可証の有効期限は過ぎていませんか	<input type="checkbox"/>
許可の内容に変更はありませんか	<input type="checkbox"/>
・氏名又は名称(会社名)	<input type="checkbox"/>
・法定代理人、役員(監査役を含む)・相談役・顧問、株主・出資者(5/100以上の割合の者)、事業場の代表者(政令で定める使用人)	<input type="checkbox"/>
・事務所及び事業場の所在地(住所を含む)	<input type="checkbox"/>
・事業の用に供する設備(車両・駐車場を含む)並びにその設置場所及び施設の構造又は規模	<input type="checkbox"/>
欠格要件に該当する役員等はいませんか	<input type="checkbox"/>

業務管理について

委託契約書・帳簿・管理票

	チェック	メモ
委託契約書に法定事項は記載されていますか(産業廃棄物の種類、性状及び数量等)	<input type="checkbox"/>
許可証の写しは添付されていますか	<input type="checkbox"/>
管理票の記載事項記入に不備はありませんか	<input type="checkbox"/>
管理票の返却期限は守られていますか(10日)	<input type="checkbox"/>
管理票は適切に保存されていますか(5年間)	<input type="checkbox"/>
帳簿(収集又は運搬年月日、管理票交付者、数量、品目等)は適切に作成、保管されていますか	<input type="checkbox"/>

収集運搬業務

車両に産業廃棄物収集運搬車両である旨の表示をされていますか また、車両に許可証の写し、管理票(電子マニフェストの場合は加入証と受渡確認票)など所定の書類を備えていますか	<input type="checkbox"/>
車両の積載量は適正に守られていますか	<input type="checkbox"/>
車両、運搬容器等には、適切に飛散、流出、悪臭、騒音等への防止措置がとられていますか	<input type="checkbox"/>
排出事業者が産業廃棄物の性状に関して情報の提供、分別、表示等を正しく行っていることを確認していますか	<input type="checkbox"/>
特別管理産業廃棄物の取扱は適正ですか	<input type="checkbox"/>

安全衛生について

チェック メ モ

安全衛生

担当者(安全管理者、安全衛生推進者等)の設置、安全衛生教育・訓練等の実施と記録、安全衛生会議・安全衛生巡視の実施などについて、労働安全衛生法で規定されていることは守られていますか(別表1参照)

安全朝礼、安全唱和、KYT等を行っていますか

荷の滑落、崩落を予測して、安全な位置で作業をしていますか

避難、消火訓練を実施していますか

緊急時の連絡網は社内、社外とも明確になっていますか

定期健康診断は1年以内ごとに1回実施していますか

作業員に正しい安全服装(ヘルメット、安全靴、手袋の着用等)を守らせていますか
また、作業環境に応じて必要な保護具を定めて、作業員に使用させていますか

運搬車の定期点検、日常点検は適正に実施されていますか

車輪脱落防止対策はとられていますか

安全運転管理者による運転者の監督、車両の整備状況管理、安全運転の管理・チェック、教育指導は実施されていますか(別表2参照)

事故時・故障時の際に必要な備品類(停止表示器、発煙筒等)を備えていますか

車両の鍵及び予備鍵の保管を厳重に実施していますか

走行計画の策定や運転日誌等、走行管理を行っていますか

運転者の体調管理(酒気帯びの有無、過労の防止、十分な睡眠の確保等)は日常的にしていますか

運転中は携帯電話の使用をしないように、また、シートベルトの着用を指導していますか

運搬時の漏洩事故等緊急事態が発生した時の教育・想定訓練を実施していますか

交通事故が発生したときの対応手順を定めていますか

車両管理

走行管理・事故対策

(別表1)安全衛生管理体制
人員規模で管理体制が異なる

区分	従業員数	1~9	10~49	50~99	100~
総括安全衛生管理者の選任	令第2条				○
安全管理者の選任	令第3条			○	○
衛生管理者の選任	令第4条			○	○
産業医の選任	令第5条			○	○
安全衛生推進者の選任	法12条の2		○		
安全衛生委員会の設置	法19条			○	○
職長等の安全衛生教育	令第19条				

10人未満の事業場は、安全衛生スタッフの選任
清掃業は対象外

(別表2)安全運転管理者

安全運転管理者・管理経験2年以上(公安委員会の行う教習を終了した方は1年以上)
・年齢20歳以上(副安全運転管理者を選任する場合は30歳以上)等
副安全運転管理者・管理経験1年以上または運転経験が3年以上・年齢20歳以上 等

	1~4台 (定員10人 以下に限る)	5~19台 (定員11人以上 なら1~19台)	20~39台	40~59台	60~79台
自家用自動車数					
安全運転管理者	不要	1名	1名	1名	1名
副安全運転管理者	不要	不要	1名	2名	3名

※20台ごとに追加選任